

DM三井製糖ホールディングス株式会社

第100回(2024年3月期) 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー36階「ガーネット36」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

ご来場株主様へのお土産配布はございません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



スマートフォンでらくらく!

招集通知の開覧も、議決権行使も
QRコード*を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

企業理念

姿かたちを変えながら一生に寄り添い、
幸せの時間を広げる。

「おいしい」「たのしい」「うれしい」

人が生きている幸せを実感する時、そばにいたいこと。

DM三井グループは、事業の源である自然への感謝を忘れずに、

その恵みを様々な姿かたちにして広く社会に届けたい。

幸せの時間が広がる未来にずっと貢献できるグループ企業へ。

私たちは、一歩ずつ挑戦していきます。

幸せのちからになる

DM三井製糖ホールディングス

行動指針

私たちの行動指針

— 人と社会の幸せのちからになるために —

Pioneer spirit

過去や既成概念にとらわれず、新しい道を切り拓きます。

New every day

日々、それぞれの自己ベストの更新を目指します。

Diversity and inclusion

多様な価値観を尊重し、一人ひとりの個性を活かします。

Safety and trust

安全・安心を最優先し、信頼を育みつづけます。

Integrity and appreciation

感謝の気持ちを、誠実な態度と言葉で伝えます。

Think happiness

幸せとは何かを問い、答えをかたちにしていきます。

2024年6月5日

株 主 各 位



東 京 都 港 区 芝 五 丁 目 2 6 番 1 6 号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役 森 本 卓
社 長

第100回（2024年3月期）定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回（2024年3月期）定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
当社ウェブサイト https://www.msdm-hd.com/ir/	 「株式・株主情報」「株主総会（招集通知・決議通知）」を順に選択いただき、ご確認ください。
東京証券取引所ウェブサイト （東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	 銘柄名（DM三井製糖ホールディングス）又は証券コード（2109）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」をご選択ください。
株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net ※QRコードは議決権行使書用紙にあります。	アクセス通知に同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。 （詳細は、3頁に記載の「電磁的方法による議決権行使方法のご案内」をご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月24日（月曜日）午後5時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

後記の「電磁的方法による議決権行使方法のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、前頁の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテルメインタワー36階「ガーネット36」
3 目的事項	報告事項 1. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「企業集団の現況」（対処すべき課題、財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先及び借入額）「会社役員の状況」（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項）「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類
 - ④監査報告
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日は電子提供措置事項を印刷した書類の配布は行いません。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会当日の議場の模様につきましては、後日（7月上旬を予定）、当社ウェブサイトから動画で、ご覧いただけます。（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）
- ◎インターネットでの議決権行使サイトにて、事前質問の受付を行います。株主の皆様のご関心の高い事項については株主総会当日に回答し、その内容を後日ウェブサイトに掲載いたします。

電磁的方法による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月24日（月）午後5時00分

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 **2024年6月24日（月）午後5時00分まで**

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様よりご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて回答いたします。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長に向けた事業展開と、経営基盤強化のための内部留保の充実にも配慮しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。その上で、年間配当金額は、連結配当性向が100%を超えない限り、最低配当金額として1株当たり60円の配当を実施することとし、都度の経営環境を総合的に勘案し、現金配当と機動的な資本政策を組み合わせた総還元性向50%を目途とした株主還元を行ってまいります。

当期の配当につきましては、上記方針に則り、業績などを踏まえ、株主の皆様への利益還元、財務体質・経営基盤の強化のための内部留保の充実、並びに再生産と成長に必要な投資を総合的に勘案し、1株当たり配当金を年間130円とし、期末配当金は1株当たり70円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円 総額2,269,648,220円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社であるDM三井製糖株式会社を吸収合併消滅会社として吸収合併を行うにあたり、本定時株主総会にて第1条（商号）を変更の上、附則にて2025年4月1日より効力が生じる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>DM三井製糖ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Mitsui DM Sugar Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>DM三井製糖株式会社</u> と称し、英文では <u>Mitsui DM Sugar Co.,Ltd.</u> と表示する。
附則 1. (省略) (新設) (新設)	附則 1. (現行どおり) 2. <u>第1条（商号）の変更は、2025年4月1日に効力を生ずるものとする。</u> 3. <u>本附則第2項及び第3項は、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	
1	もり もと たく 森 本 卓	代表取締役社長CEO 内部監査、品質保証、人事・DX戦略グループ（人事）担当	再任
2	さ とう ゆう 佐 藤 裕	代表取締役副社長執行役員CEO補佐 サステナビリティ推進担当	再任
3	たま い ひろ と 玉 井 裕 人	社外取締役	再任 社外 独立
4	まつ ざわ しゅう いち 松 澤 修 一	社外取締役	再任 社外
5	なが さき ごう 長 崎 剛	社外取締役	再任 社外
6	もり まさ ひこ 森 雅 彦	上席執行役員CFO 経理グループ、経営企画グループ（SR・FP&A）、人事・DX戦略グループ（DX戦略）担当	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

もりもと たく
森本 卓

(1957年7月31日生)

再任



所有する当社の株式数
8,000株
取締役会への出席状況
13回/13回

■略歴、地位及び担当

1981年4月 三井物産株式会社入社
2005年4月 米国三井物産株式会社米州本部Senior Vice President 合樹・無機化学品
Div.Divisional Operating Officer
2013年4月 三井物産株式会社執行役員化学品業務部長
2014年4月 同社執行役員機能化学品本部長
2016年4月 同社常務執行役員パフォーマンスマテリアルズ本部長
2017年4月 同社専務執行役員アジア・大洋州本部長アジア・大洋州三井物産株式会社社長
2019年4月 同社副社長執行役員アジア・大洋州本部長
2020年5月 当社顧問
2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員
2020年10月 三井製糖吸収分割準備株式会社(現DM三井製糖株式会社) 代表取締役社長
(現任)
2020年11月 当社代表取締役社長CEO(現任)
(担当)
内部監査、品質保証、人事・DX戦略グループ(人事)

■重要な兼職の状況

DM三井製糖株式会社代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

候補者番号

2

さとう ゆう
佐藤 裕

(1961年10月17日生)

再任



所有する当社の株式数
7,400株
取締役会への出席状況
13回/13回

■略歴、地位及び担当

1985年4月 三菱商事株式会社入社
1997年2月 英国三菱商事兼Mit-sun International副社長
2010年4月 三菱商事株式会社糖質ユニットマネージャー
2012年4月 北米三菱商事会社兼米国三菱商事生活産業部門担当・上級副社長
2014年4月 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス特命戦略担当
2014年11月 Cermaq Group AS取締役会長
2017年4月 三菱商事株式会社理事
2018年4月 大日本明治製糖株式会社顧問
2018年6月 同社代表取締役社長
2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員CEO補佐(現任)
2022年10月 DM三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員(現任)
(担当)
サステナビリティ推進

■重要な兼職の状況

DM三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員

■取締役候補者とした理由

商社の食料部門における永年の経験及び、当社グループ会社での経営者としての実績を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

候補者番号

3

たま い ひろ と
玉井 裕人 (1958年2月2日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
10回/10回

■略歴、地位及び担当

1980年4月 昭和石油株式会社入社
2005年4月 昭和シェル石油株式会社理事供給部長
2006年3月 同社執行役員供給部長
2006年7月 同社執行役員供給部長兼電力事業部長
2007年3月 同社常務執行役員供給部長兼電力事業部長
2013年3月 同社執行役員副社長エネルギーソリューション事業本部COO
ソーラーフロンティア株式会社代表取締役社長
2014年7月 昭和シェル石油株式会社執行役員エネルギーソリューション事業本部COO
ソーラーフロンティア株式会社取締役会長
2015年3月 東亜石油株式会社代表取締役社長
2019年3月 西部石油株式会社代表取締役社長
2021年7月 同社顧問
2022年3月 日本精蠟株式会社社外取締役 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

日本精蠟株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての企業経営に関する豊富な経験と知見を有していることに加え、エネルギー業界における再編や新事業創出に関する経験を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該知見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

4

まつざわ しゅういち
松澤 修一 (1965年11月20日生)

再任

社外



所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
10回/10回

■略歴、地位及び担当

1988年4月 三井物産株式会社入社
2003年3月 株式会社アッカ・ネットワークス非常勤監査役
2004年11月 ネクストコム株式会社非常勤監査役
2007年10月 WRハンプレクトジャパン株式会社代表取締役社長マネージングパートナー
2014年4月 三井物産株式会社食品事業本部海外事業戦略室長
2017年10月 同社ニュートリション・アグリカルチャー本部事業開発部長
2020年3月 同社米州本部食料・リテール商品本部長兼米国三井物産株式会社SVP
2022年9月 同社理事食料本部長補佐 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)
フィード・ワン株式会社社外取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

三井物産株式会社理事食料本部長補佐

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

5

ながさき とう
長崎 剛

(1976年1月27日生)

再任 社外



所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
10回/10回

■略歴、地位及び担当

1999年4月 三菱商事株式会社入社
2016年4月 同社製粉糖質部澱粉・糖化品チームリーダー
2018年4月 同社製粉糖質部事業戦略チームリーダー
2019年1月 日本食品化工株式会社執行役員
2021年6月 同社取締役執行役員
2022年4月 三菱商事株式会社食品化学本部戦略企画室長
2023年4月 同社食料本部製粉製糖部長（現任）
2023年6月 当社社外取締役（現任）
日東富士製粉株式会社取締役（現任）

■重要な兼職の状況

三菱商事株式会社食料本部製粉製糖部長
日東富士製粉株式会社取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

6

もり まさひこ
森 雅彦

(1962年11月12日生)

新任



所有する当社の株式数
300株

■略歴、地位及び担当

1985年4月 三井物産株式会社入社
2016年9月 三井物産フィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長
2018年1月 三井物産株式会社リスクマネジメント部長
2019年4月 同社理事リスクマネジメント部長
2022年4月 当社執行役員CFO補佐
三井製糖株式会社（現DM三井製糖株式会社）執行役員
2022年6月 当社執行役員CFO
三井製糖株式会社（現DM三井製糖株式会社）取締役執行役員CFO
2024年4月 当社上席執行役員CFO（現任）
DM三井製糖株式会社取締役上席執行役員CFO（現任）

（担当）
経理グループ、経営企画グループ（SR・FP&A）、人事・DX戦略グループ（DX戦略）

■重要な兼職の状況

DM三井製糖株式会社取締役上席執行役員CFO

■取締役候補者とした理由

商社でのリスク管理及び金融市場・財務関連業務並びに当社での財務関連業務を通じた幅広い知識と経験を有しております。選任後は当該経験を当社経営に活かすことを期待するものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松澤修一氏は、フィード・ワン株式会社の社外取締役であります。2024年6月21日付で退任する予定であります。
3. 玉井裕人、松澤修一、長崎剛の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、玉井裕人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 玉井裕人、松澤修一、長崎剛の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 玉井裕人、松澤修一、長崎剛の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 長崎剛氏が取締役に就任しておりました日本食品化工株式会社において、同社経理部門の元社員が、2012年1月から2022年8月まで不正な会計処理により会社資金を着服する不正行為がありました。当該不正行為は、2022年8月以降に同社が実施した社内調査等により発覚しましたが、同氏は当該行為に関与しておりません。なお、同氏は、同社取締役在任期間（2021年6月から2022年6月まで）を通じてコンプライアンス強化に努めておりました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位			
1	かわむら ゆうすけ 川村 雄介	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
2	そがべ みほこ 曾我辺 美保子	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	ちはら まいこ 千原 真衣子	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
4	こづか ともひろ 小塚 智広	—	新任		

候補者番号

1

かわむら
川村

ゆうすけ
雄介

(1953年12月5日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
13回/13回

監査等委員会への出席状況
17回/17回

■略歴、地位及び担当

1977年4月 大和証券株式会社入社
1997年1月 同社資本市場本部シンジケート部長
2010年4月 財団法人日本証券経済研究所理事
2012年4月 株式会社大和総研副理事長
2016年5月 中国南開大学客員教授（現任）
2017年6月 当社社外取締役
2019年4月 株式会社大和総研特別理事
日本証券業協会特別顧問
2020年4月 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事（現任）
2021年3月 キヤノン株式会社社外取締役（現任）
2021年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■重要な兼職の状況

一般社団法人グローバル政策研究所代表理事
キヤノン株式会社社外取締役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

資本市場業務での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

2

そがべ
曾我辺

みほこ
美保子

(1969年12月10日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
13回/13回

監査等委員会への出席状況
17回/17回

■略歴、地位及び担当

1992年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社
2001年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
2005年5月 公認会計士登録
2018年6月 日興アセットマネジメント株式会社社外監査役
公益社団法人日本工芸会監事（現任）
曾我辺公認会計士事務所代表（現任）
2019年6月 日興アセットマネジメント株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年7月 株式会社ソルブレイン社外監査役
2021年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年3月 株式会社電通グループ社外取締役（監査等委員）
2023年3月 株式会社電通グループ社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

曾我辺公認会計士事務所代表
株式会社電通グループ社外取締役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該見識を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

3

ち は ら ま い こ
千原 真衣子 (1974年5月3日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況

13回/13回

監査等委員会への出席状況

17回/17回

■略歴、地位及び担当

2002年10月 弁護士登録

長島・大野・常松法律事務所入所

2011年11月 片岡総合法律事務所（現弁護士法人片岡総合法律事務所）入所

2014年1月 同事務所パートナー弁護士（現任）

2014年6月 東京海上プライベートルート投資法人監督役員（現任）

2015年6月 日本アビオニクス株式会社社外監査役

2017年12月 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（現ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社）社外監査役

2019年8月 株式会社ビズリーチ社外監査役

2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

株式会社yutori社外監査役（現任）

■重要な兼職の状況

弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー弁護士

ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っております。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。

候補者番号

4

こ づ か と も ひ ろ
小塚 智広 (1963年9月16日生)

新任



所有する当社の株式数
2,792株

■略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行

1998年4月 当社入社

2007年10月 当社財経統括部長

2010年4月 当社財経本部経理部長

2013年6月 当社経営企画部長

2014年4月 当社執行役員経営企画部長

2015年4月 当社執行役員人事部長兼経営企画部長

2015年6月 当社執行役員人事部長

2017年4月 当社上席執行役員総務人事部長

2019年4月 当社常務執行役員総務人事部長

2019年6月 当社常務執行役員

北海道糖業株式会社取締役専務執行役員

2021年4月 三井製糖株式会社（現DM三井製糖株式会社）常務執行役員（現任）

2022年4月 北海道糖業株式会社取締役副社長執行役員

2023年4月 同社代表取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社での財務・会計及び内部統制業務等並びに当社子会社における経営を通じた豊富な知識と経験を有しており、監査等委員として経営全般の監視と助言を期待するものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 小塚智広氏は、当社の子会社であるDM三井製糖株式会社の常務執行役員であります。2024年6月24日付で同社の常務執行役員を退任し、2024年6月25日付で同社の監査役に就任する予定であります。また、同氏は、当社の子会社である北海道糖業株式会社の代表取締役会長であります。2024年6月14日付で退任し、同社の監査役に就任する予定であります。
3. 川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 川村雄介氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 曾我辺美保子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年3か月となります。
7. 千原真衣子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、候補者選任理由欄に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
9. 川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本総会において、小塚智広氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

当社は、取締役会の二つの重要な要素である経営モニタリングと成長戦略サポートに分けて必要なスキルを特定し、次のスキル・マトリックスを作成しております。

経営モニタリング		●	●	●	●	●	●	●	●	●
成長戦略サポート		●	●	●	●	●				●
地位	スキル	経営全般	事業戦略・推進 (海外事業、事業開発、研究開発)	サステナビリティ経営	法務	IT・DX	人事・労務	財務・会計	リスク管理・内部統制	生産管理
	氏名									
代表取締役社長	森 本 卓	●	●	●	●		●	●	●	
代表取締役	佐 藤 裕	●	●	●					●	●
取締役	森 雅 彦	●	●	●		●		●	●	
取締役	玉 井 裕 人	●	●	●		●			●	●
取締役	松 澤 修 一	●	●			●		●	●	
取締役	長 崎 剛	●	●	●					●	
取締役(常勤監査等委員)	小 塚 智 広	●	●	●			●	●	●	
取締役(監査等委員)	川 村 雄 介	●	●	●	●			●	●	
取締役(監査等委員)	曾我辺美保子	●		●			●	●	●	
取締役(監査等委員)	千原真衣子	●		●	●		●		●	

(注) 1.取締役 玉井裕人、松澤修一、長崎剛、川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、社外取締役であります。

2.上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものです。

以 上



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

170,774百万円

前期比 4.6%増

営業利益

4,251百万円

前期比 286.4%増

経常利益

9,778百万円

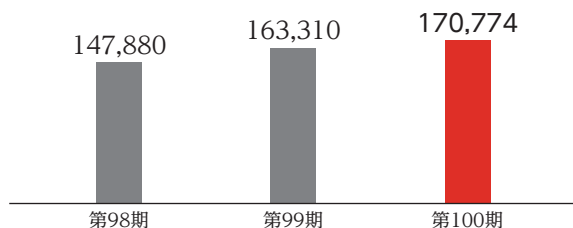
前期比 48.7%減

親会社株主に
帰属する当期純利益

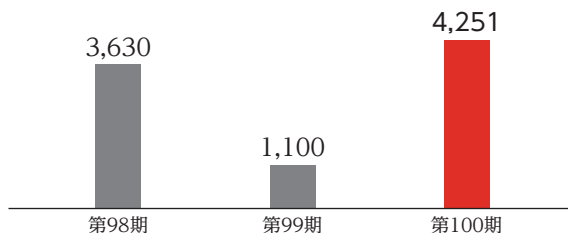
8,445百万円

前期比 6.8%増

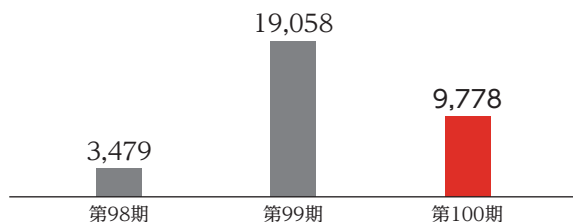
■ 売上高 (単位：百万円)



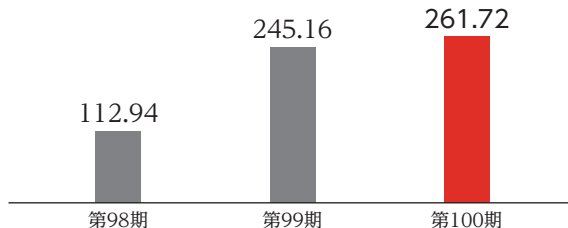
■ 営業利益 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)

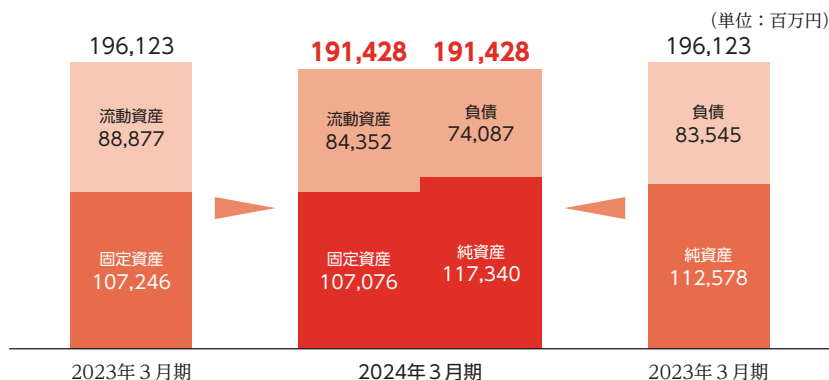




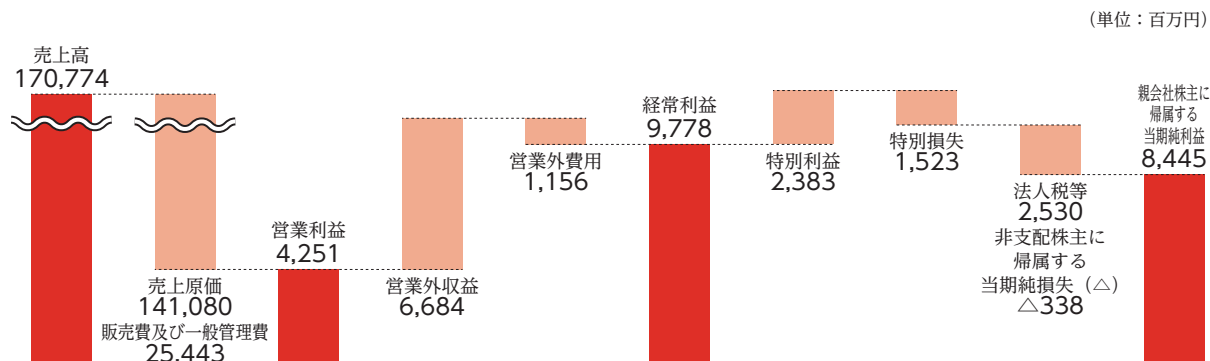
(ご参考)

連結計算書類等サマリー

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)



連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)



事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

(1) 経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み回復基調となりましたが、一方で、地政学的リスクを背景とする不安定な国際情勢や、円安進行による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、「中期経営計画-2026 Diversify into Nutrition & Health」の達成に向け、グループ全体の成長戦略「グループビジネスモデルの変革」と「経営資源の再配分」のもと、グループ内事業の最適化を図ることで、①国内砂糖事業の強靱化、②海外事業の拡大、③ライフ・エナジー事業の成長、④グループの持つ研究開発力の集積・強化、⑤持続可能な社会実現への貢献の5つの柱を実現すべく、各種施策を推進してまいりました。

(2) 当社グループの概況

(砂糖事業)

海外粗糖相場は、1ポンド当たり22セント前半から始まり、サトウキビの最大生産国であるブラジルにおける天候不順を受けた大幅な減産見通し報道などにより急騰し、4月下旬に27セント半ばに達しました。ブラジルの供給量回復による安堵感から一旦は下落傾向に転じたものの、8月下旬に、干ばつの影響を受けたインドの次年度に係る砂糖輸出禁止見通しや、タイの減産報道などがあったことから再度上昇し、28セント台に到達いたしました。その後、11月下旬にブラジルの産糖量が大幅に上方修正されたことにより、一気に20セント台まで急落し、一時は北半球における減産懸念の影響を受けたものの、22セント半ばで当連結会計年度末を迎えました。また、国内市中相場は、1キログラム当たり227円～229円で始まり、海外粗糖相場の高止まりや円安などの影響により、249円～251円まで上昇し、当連結会計年度末を迎えております。

国内の精製糖販売は、家庭用製品における食品値上げラッシュを受けた消費者マインドの冷え込みや、原料費、海上運賃、包装資材及び物流費などのコスト増が多大な影響をもたらしました。インバウンド需要の回復や、7月に1キログラム当たり12円、10月に同10円の出荷価格引き上げを実施したことによる販売単価の上昇などを受け、売上高は前連結会計年度を上回る実績となりました。

国内の原料糖販売は、北海道、鹿児島・沖縄地域における天候不順などを受けた原料収穫量減・糖度低下及び修繕費増による原価率の悪化等が、利益面に影響を与えました。

海外では、シンガポールの連結子会社において、販売量減による原価率の悪化、新設の中東・ベトナム拠点の稼働遅れなどを受け、減益となりました。

なお、中期経営計画に掲げる「国内砂糖事業の強靱化」施策の一環として、更なる生産物流体制の効率化を図り、国内砂糖業界の持続的かつ安定的な成長に寄与すべく、DM三井製糖(株)が、和田製糖(株)と業務提携契約を3月に締結いたしました。

以上の結果、砂糖事業は、売上高142,008百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業利益2,959百万円（前連結会計年度比1,324.8%増）となりました。

（期中の砂糖市況）

海外粗糖相場（ニューヨーク砂糖当限、1ポンド当たり）

始値	高値	安値	終値
22.35セント	28.14セント	20.03セント	22.52セント

国内市中相場（日本経済新聞掲載、東京上白大袋1キログラム当たり）

始値	終値
227円～229円	249円～251円

（ライフ・エナジー事業）

機能性食品素材であるパラチニットが、キャンディやタブレット菓子用途での需要増により増収増益基調でありました。また、前連結会計年度において、テルモ(株)より事業譲受した栄養食品及び関連製品販売事業も順調に推移し、通期で業績に寄与いたしました。

第2四半期連結会計期間において、ライフスタイルサポート事業及び宅配弁当事業を展開する(株)Muscle Deliを連結子会社といたしました。当社グループの素材・研究開発力と、同社が有するスタートアップ企業としてのスピード感・マーケティング力を掛け合わせることで、ライフ・エナジー事業のバリューチェーン強化を図ってまいります。なお、(株)Muscle Deliは、2023年12月に(株)YOUR MEALに商号を変更いたしました。

以上の結果、ライフ・エナジー事業は、売上高26,388百万円（前連結会計年度比18.0%増）、営業利益450百万円（前連結会計年度比14.4%増）となりました。

（不動産事業）

岡山地区・神戸長田地区の再開発エリアを含む不動産賃貸物件が順調に稼働し、また、Mita S-Garden（東京都港区芝）の一部賃貸開始により、売上高2,377百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益841百万円（前連結会計年度比68.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は170,774百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益は4,251百万円（前連結会計年度比286.4%増）となりました。

営業外損益においては、受取配当金5,176百万円並びに、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づくロイヤリティーを主とする受取ロイヤリティー1,158百万円を計上いたしました。また、持分法投資損益において、タイ国の関連会社におけるサトウキビ不足に起因した生産量・販売量減による損益悪化の影響を通期で受け、経常利益は9,778百万円（前連結会計年度比48.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,445百万円（前連結会計年度比6.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、当社、DM三井製糖(株)、ダイヤモンドマーケットクリエーション(株)、(株)タイショーテクノス、明糖倉庫(株)、ナカトラ不動産(株)及び(株)YOUR MEALは本店を、北海道糖業(株)は東京オフィスを、ニュートリー(株)は東京支店を、それぞれ東京都港区芝のMita S-Gardenに移転いたしました。グループ各社の在京拠点の集約により、コミュニケーションの活性化及び更なる連携強化を通じたグループシナジーの創出を加速してまいります。

事業別売上高

事業区分	売上高 百万円	構成比率 %
砂糖事業	142,008	83.2
ライフ・エネルギー事業	26,388	15.4
不動産事業	2,377	1.4
合計	170,774	100.0

2. 設備投資及び資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

<当社グループの使命>

当社グループは「姿かたちを変えながら一生に寄り添い、幸せの時を広げる。」を企業理念として掲げております。「おいしい」「たのしい」「うれしい」など、人が生きている幸せを実感するときにそばにいることを事業活動の目標とし、その事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みを様々な姿かたちにして広く社会に届け、幸せの時が広がる未来にずっと貢献できる企業グループを目指して一歩ずつ挑戦してまいります。

<事業環境・課題認識>

当社グループは、砂糖事業が売上高の約80%以上を占めております。国内の砂糖消費量は、人口減や甘味需要の多様化を受け漸減傾向にあります。健康寿命の延伸や新しいライフスタイルの定着などが、人々の食のあり方そのものに新たな広がりをもたらしております。最先端のITを活用したフードテックにより、食品ロスが削減され環境保全に大きく影響するなど、食の持つ新たな可能性に期待の眼差しが向けられており、DXの推進やサステナビリティ意識の向上に対する取り組みは、更に速度を増すことが想定されております。また、国内においては賃上げの定着など、社会経済活動が活発となる兆しが見え、インバウンド需要の増加なども期待される一方、地政学的リスクの長期化、原材料価格や光熱費の高止まり、円安継続の定着懸念及び人手不足の一層の深刻化などを受け、当社グループの事業を取り巻く環境は、より不確実性を増しております。

このような状況下、国内砂糖事業の強靱化や、安定的なキャッシュを創出する不動産事業を通じて高い収益性を確保することで、当社グループが成長領域として定める海外事業やライフ・エナジー事業に経営資源の再分配を行い、両事業の更なる拡大に拍車を掛けるべく、「中期経営計画-2026 Diversify into Nutrition & Health」の達成に向け引き続き邁進してまいります。また、グループの全役職員が多様な力を結集することで、「人と社会の幸せのちからになる」ために、人々の様々なライフステージにおいて必要とされる栄養と健康のソリューションをお届けする企業グループを目指してまいります。

<課題への対処>

砂糖事業

国内砂糖事業につきましては、バリューチェーン全体を抜本的に見直し、グループ販売体制の拡大や更なる商流の合理化などを通じて、最適な物流体制の構築による輸送・配送効率の向上を図ってまいります。また、生産面では環境配慮の観点からエネルギー使用量削減に取り組み、販売面では付加価値の創出と推進を図り、調達面では原料糖や燃料価格の高騰に対し、即効性のある収益向上策を講じてまいります。国内砂糖産業の長期安定化への貢献といたしましては、日本甜菜製糖(株)との資本業務提携に基づき、連結子会社である北海道糖業(株)を通じた、北海道全体のビート糖生産体制の見直しを始めとする課題解決に向け取り組んでまいります。また、DM三井製糖(株)と和田製糖(株)との業務提携に基づき、当社を含めた資本提携に向けた協議や、砂糖製品の受委託生産開始(2025年3月末目途)に向けた検討を進めてまいります。鹿児島県及び沖縄県には、生和糖業(株)や石垣島製糖(株)などの原料糖を取り扱う連結子会社があるため、引き続き安定的な原料糖調達を実施し、サトウキビ産業を維持することで、特に離島経済の維持や国土の保全(国境防衛)にも貢献してまいります。

海外事業につきましては、堅調な経済成長を持続する東南アジア・中東・中国において、当社グループの進出エリアごとに、以下の各種施策を推進してまいります。①東南アジア（タイを除く）・中東：シンガポールの連結子会社であるSIS'88 Pte Ltdを中心に、同社の高いブランド力や、得意とする中東向けリテール商品を活用し、精製糖サプライチェーンの構築を目指してまいります。アラブ首長国連邦（UAE）の新リパック（詰め直し・包み直し）拠点や、連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdのベトナムにおける新製造拠点を本格稼働させ、更なる拡販体制のもと収益力の強化を図ってまいります。②中国：砂糖消費大国での事業拡大により、巨大市場の取り込みを図ります。持分法適用関連会社である中糧糖業遼寧有限公司では、高付加価値商品の新規投入などにより、引き続き安定的な収益力を確保してまいります。また、持分法適用関連会社である遼寧長和制糖有限公司では、主力製品となる精製糖小袋とブラウンシュガーの新商品の拡販などにより、販売を一層強化してまいります。③タイ：持分法適用関連会社であるKaset Phol Sugar Ltd.を通じ、グループ海外各社への高品質砂糖の供給拠点として、連結収益に貢献してまいります。なお、海外における更なる事業拡大に向け、様々なパートナー企業との新規事業を進めることにより、ライフ・エナジー事業も含めた積極投資を検討してまいります。

ライフ・エナジー事業

ライフ・エナジー事業につきましては、「Nutrition by Life Stage」をキーワードに、連結子会社である(株)YOUR MEALのアクティブ層への栄養強化食を主とした「活力健康食品事業」領域では、グループでこれまで構築したバリューチェーンを最大限に活用することで、更なる事業拡大及び強化を図ってまいります。また、連結子会社であるニュートリー(株)を軸とする「栄養療法食品事業」領域と、(株)タイショーテクノスの天然由来の食品素材・機能性食品を中心とする「フードテック事業」領域では、既存のビジネスモデルを補完し、販売チャネルを拡大すべく、M&Aや資本提携を積極活用したボルトオン成長を目指してまいります。更に、連結子会社である北海道糖業(株)のバイオ事業も、幅広い微生物の培養技術と製糖で培われた精製技術を駆使し、機能性食品素材、食品及び工業用酵素、機能性微生物、医薬用原料など、顧客ニーズに沿った付加価値のある受託製造を目指してまいります。これら4つの領域の強固な連携により、ライフステージにおける栄養と健康ニーズに沿った商品やサービスを提案・提供してまいります。新事業の具体的方向性としましては、スポーツパフォーマンスの向上や美容領域、アクティブシニアからケアシニア層が抱える顧客課題解決のための機能性食品素材・食品形態開発及びアプリケーション開発を実施してまいります。

研究開発

研究開発につきましては、エネルギー源となる機能性糖質・タンパク質の開発、健康食の新たな提供方法・効率的な摂取方法の研究に着眼し、外部共同研究なども活用してまいります。DM三井製糖(株)のDM三井グループ研究所を中心に、ニュートリー(株)や(株)タイショーテクノス、北海道糖業(株)のバイオ事業といったライフ・エナジー事業を牽引するグループ会社との連携のもと、事業開発部門と一体となり、更なる事業拡大と新規事業領域への展開・発展を目指してまいります。

不動産事業

不動産事業につきましては、Mita S-Garden（東京都港区芝）一部賃貸事業の収益貢献の本格化など、所有不動産の有効活用による安定的なキャッシュ創出に努めるとともに、一層の資産効率化及び収益力の強化を図り、グループの事業展開に貢献してまいります。また、地域の雇用創出や消費拡大、地域社会の発展に寄与してまいります。

サステナビリティ

サステナビリティの取り組みに対する基本方針である「5つの「寄り添い」（「（ご参考）サステナビリティに関する取り組み」をご参照ください。）で持続可能な社会の実現を目指す」のもとに設定した10項目の重要課題（当社ウェブサイト<https://sustainability.msdm-hd.com/>）及びK P I（評価指標）の実現に向けて、合計16のアクションプランを設定し、順次施策を実施してまいります。

「環境に寄り添う」におけるK P Iといたしましては、温室効果ガスの削減で、グループとして、2050年度に「CO₂排出量 実質ゼロ」を最終目標とし、中間目標として2030年度までに2015年度比CO₂排出量46%削減を掲げております。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に賛同のうえシナリオ分析を進めるとともに、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）への準備も進めております。

「人に寄り添う」につきましては、人権に対する配慮や労働安全衛生への取り組み推進、人的資本経営の強化に向けた女性社員の幹部職への登用、障がい者雇用の促進、男性社員育児休暇取得の推進及びダイバーシティ&インクルージョンに対する社内研修会の実施など、具体的な取り組みを進めてまいります。（具体的な取り組み事例は、「（ご参考）サステナビリティに関する取り組み」をご参照ください。）

なお、当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるDM三井製糖(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、また、同日付で、当社の商号をDM三井製糖(株)に変更する予定です。当社グループは、2021年4月1日に、三井製糖(株)（当時）と大日本明治製糖(株)（当時）の経営統合により持株会社体制に移行後、2022年10月1日に、傘下の両事業会社を合併させ、グループ経営を深化させてまいりました。当社グループは、現在、「中期経営計画-2026 Diversify into Nutrition & Health」に掲げる各種施策を展開しており、これらの取り組みは、各事業の強靱化・成長のポテンシャルを高め、グループ全体の生産性・収益力の向上に大いに寄与しております。一方、不確実性が益々高まる事業環境下において、指揮命令システムのシンプル化、事務オペレーションの効率化及びグループシナジー創出に向けた活動の加速が必須であると認識しております。よって、中期経営計画目標達成の確度を高め、適切なグループガバナンスのもとで迅速な意思決定を行い、かつ、経営統合効果をより早期に実現できる現状に適した仕組みと組織体制を整備することが必要であると判断いたしました。当社グループは、各事業の更なる成長を見据え、より効率的で収益力のある企業体を目指すべく、実効的かつ最良なガバナンス体制を構築してまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

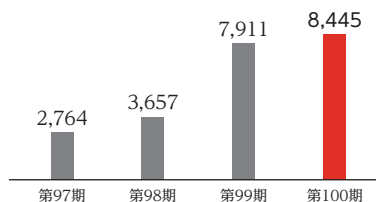
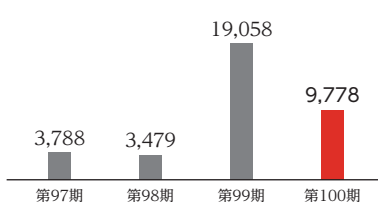
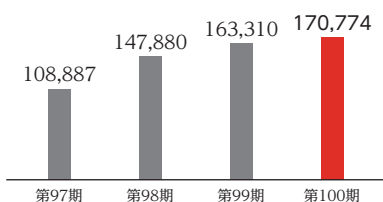
区 分	第97期 (2020.4.1~2021.3.31)	第98期 (2021.4.1~2022.3.31)	第99期 (2022.4.1~2023.3.31)	第100期 (当連結会計年度) (2023.4.1~2024.3.31)
売上高 (百万円)	108,887	147,880	163,310	170,774
経常利益 (百万円)	3,788	3,479	19,058	9,778
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,764	3,657	7,911	8,445
1株当たり当期純利益 (円)	107.57	112.94	245.16	261.72
総資産 (百万円)	146,710	189,497	196,123	191,428
純資産 (百万円)	91,680	109,926	112,578	117,340

(注) 当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大日本明治製糖(株)を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第98期の財産及び損益が増加しております。

■ 売上高 (単位: 百万円)

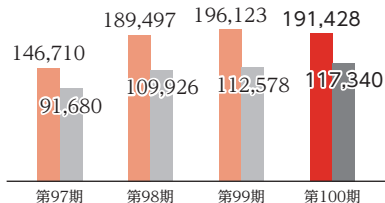
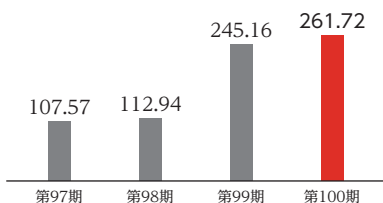
■ 経常利益 (単位: 百万円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)

■ 総資産/純資産 (単位: 百万円)
■ 総資産 ■ 純資産

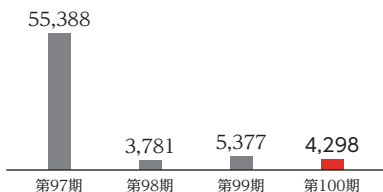


(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

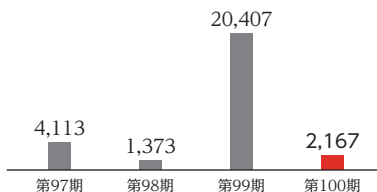
区 分	第97期 (2020.4.1~2021.3.31)	第98期 (2021.4.1~2022.3.31)	第99期 (2022.4.1~2023.3.31)	第100期(当期) (2023.4.1~2024.3.31)
売 上 高 (百万円)	55,388	3,781	5,377	4,298
経 常 利 益 (百万円)	4,113	1,373	20,407	2,167
当 期 純 利 益 (百万円)	3,847	1,631	14,920	1,623
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	149.68	50.37	462.34	50.32
総 資 産 (百万円)	106,390	83,528	95,457	91,650
純 資 産 (百万円)	75,650	45,032	58,026	54,861

(注) 当社は、2021年4月1日付で、商号を三井製糖(株)からDM三井製糖ホールディングス(株)に変更し、吸収分割の方法により事業の一部を、当社の完全子会社である三井製糖吸収分割準備(株)に承継し、同社は、同日付で、商号を三井製糖(株)に変更しております。本吸収分割により、第98期の財産及び損益が減少しております。

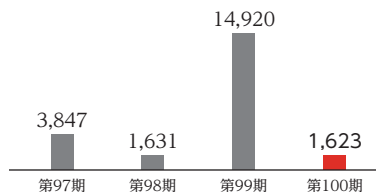
■ 売上高 (単位：百万円)



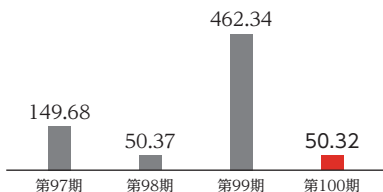
■ 経常利益 (単位：百万円)



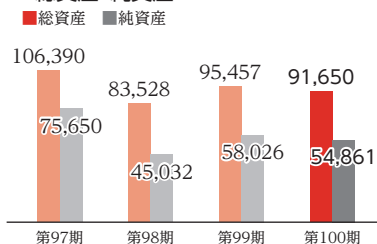
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



5. 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権 比率 (%)	主要な事業の内容
DM三井製糖(株)	東京都港区	100	砂糖事業 ライフ・エナジ ー事業	100.0	精製糖並びに砂糖関連商品、機 能性食品の製造・販売 役員の兼任 4名
北海道糖業(株)	札幌市 中央区	100	砂糖事業 ライフ・エナジ ー事業	96.2	ビート糖及び機能性食品等の製 造・販売 役員の兼任 1名
スプーンシュガー(株)	神戸市 東灘区	50	砂糖事業	100.0	砂糖の包装・荷役・製袋、加工 糖の製造 役員の兼任 -
生和糖業(株)	鹿児島県 鹿児島市	187	砂糖事業	65.0	原料糖の製造・販売 役員の兼任 -
(株)平野屋	大阪市 浪速区	30	砂糖事業	53.3	食品等の販売 役員の兼任 -
石垣島製糖(株)	沖縄県 石垣市	262	砂糖事業	87.9	原料糖の製造・販売 役員の兼任 -
鳳氷糖(株)	北九州市 門司区	80	砂糖事業	73.0	氷砂糖の製造・販売 役員の兼任 -
日糖産業(株)	北九州市 門司区	30	砂糖事業	100.0	紙袋・合成樹脂製品の製造・販売 役員の兼任 -
ダイヤモンドクリ エーション(株)	東京都 港区	310	砂糖事業	100.0	砂糖類及びその他糖類、食料品 の仕入・販売 役員の兼任 -
関門製糖(株)	北九州市 門司区	1,000	砂糖事業	100.0	砂糖の製造加工 役員の兼任 -
SIS'88 Pte Ltd	シンガ ポール	5,839 千米ドル	砂糖事業	70.0	精製糖コンシューマーパック事業 役員の兼任 -
Asian Blending Pte Ltd	シンガ ポール	61 千米ドル	砂糖事業	70.0	加工糖等の製造・販売 役員の兼任 -
(株)タイショーテクノス	東京都 港区	97	ライフ・エナジ ー事業	100.0	食品添加物等の製造・販売 役員の兼任 -

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権 比率 (%)	主要な事業の内容
ニュートリー(株)	三重県 四日市市	215	ライフ・エナジ ー事業	100.0	栄養療法食品及び嚥下障害対応 食品などの開発、製造及び販売 役員の兼任 ー
(株)YOUR MEAL	東京都 港区	50	ライフ・エナジ ー事業	65.7	ライフスタイルサポート事業、 宅配弁当事業 役員の兼任 ー
明糖倉庫(株)	東京都 港区	80	不動産事業	70.0	発券倉庫、構内荷役、運搬 役員の兼任 ー
ナカトラ不動産(株)	東京都 港区	79	不動産事業	100.0	不動産賃貸 役員の兼任 ー

- (注) 1. 2023年5月1日付で、DM三井製糖(株)及び(株)タイショーテクノスは、東京都中央区から、ダイヤマ
ーケットクリエーション(株)、明糖倉庫(株)及びナカトラ不動産(株)は、東京都千代田区からそれぞれ本店
所在地を移転いたしました。
2. 2023年6月30日付で、北海道糖業(株)は、3,100百万円の増資を行い、DM三井製糖(株)は、当該増資
により発行された株式の全部を取得いたしました。なお、北海道糖業(株)は、同日付で、3,100百万円
の減資を行っております。
3. 2023年7月14日付で、DM三井製糖(株)が(株)Muscle Deli (同年12月18日付で(株)YOUR MEALに商
号変更)の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。これにより、(株)YOUR MEALは、当
社の重要な子会社となりました。

6. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造・販売と不動産の賃貸等を主な事業
としております。事業別の主要製品等は、以下のとおりであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
ライフ・エナジー事業	機能性甘味料(「パラチノース」「パラチニット」)、さとうき び抽出物、調味料、キノア、食品保存料、食品香料、食品用天 然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による 電気の供給・販売業

7. 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

(1) 当社

本 社 東京都港区芝五丁目26番16号

(注) 2023年5月1日付で、東京都中央区日本橋箱崎町36番2号から移転いたしました。

(2) 子会社

DM三井製糖(株)	本社	東京都港区
	営業所	本社営業部（東京都港区）、関西営業部（大阪市中央区）、九州営業部（福岡市博多区）
	工場	千葉工場（千葉県市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

(注) 1. 2023年5月1日付で、本社及び本社営業部を東京都中央区から移転いたしました。

2. その他の子会社については、前記「5. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

8. 使用人の状況（2024年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	974名	17名減
ライフ・エナジー事業	359名	28名増
不動産事業	7名	—
全社（共通）	122名	5名減
合 計	1,462名	6名増

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員を除く。）

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	5名減	49.23歳	22.54年

(注) 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員2名を除く。）

9. 主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
農 林 中 央 金 庫	5,382
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,668
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,073
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,596
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,545

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,639,780株（うち自己株式216,234株）
- (3) 株主数 40,109名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 井 物 産 株 式 会 社	8,609,070	26.55
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,487,990	20.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,236,400	6.90
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,000,000	3.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	768,700	2.37
双 日 食 料 株 式 会 社	634,000	1.96
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	388,864	1.20
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	252,000	0.78
日 本 甜 菜 製 糖 株 式 会 社	250,232	0.77
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	214,806	0.66

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（216,234株）を控除して算出しております。自己株式には、役員報酬制度に基づく株式交付信託が保有する当社株式（152,400株）を含んでおりません。
2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

2. 会社役員 の 状況 (2024年3月31日現在)

(1) 取締役 の 状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	森 本 卓	CEO、内部監査及び品質保証担当
代 表 取 締 役	佐 藤 裕	DM三井製糖株式会社代表取締役社長 副社長執行役員、CEO補佐、サステナビリティ 推進担当
代 表 取 締 役	野 村 淳 一	DM三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員 副社長執行役員、CTO、グループ生産・技術、 研究開発担当
取 締 役	玉 井 裕 人	DM三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員 日本精蠟株式会社社外取締役
取 締 役	松 澤 修 一	三井物産株式会社理事食料本部長補佐 フィード・ワン株式会社社外取締役
取 締 役	長 崎 剛	三菱商事株式会社食料本部製粉製糖部長 日東富士製粉株式会社取締役
取締役(常勤監査等委員)	益 本 広 史	DM三井製糖株式会社監査役
取締役(監査等委員)	川 村 雄 介	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キャノン株式会社社外取締役
取締役(監査等委員)	曾我辺美保子	曾我辺公認会計士事務所代表 株式会社電通グループ社外取締役
取締役(監査等委員)	千 原 真 衣 子	弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー弁護士 ビジュアル株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役 玉井裕人、松澤修一、長崎剛、川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏は、社外取締役であります。
2. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
・ 監査等委員である取締役 曾我辺美保子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役の異動
・ 2023年6月22日の第99回定時株主総会の終結の時をもって、取締役 半田純一、佐東宗秀、刀禰館次郎の各氏は任期満了により退任いたしました。
・ 2023年6月22日の第99回定時株主総会において、取締役 玉井裕人、松澤修一、長崎剛の各氏が新たに選任され、就任いたしました。
・ 2023年6月23日付で、取締役 松澤修一氏は、フィード・ワン株式会社の社外取締役に就任いたしました。
・ 2023年6月29日付で、取締役 長崎剛氏は、日東富士製粉株式会社の取締役に就任いたしました。
・ 2024年3月31日付で、代表取締役 野村淳一氏は、副社長執行役員CTO(グループ生産・技術、研究開発担当)を退任いたしました。
4. 当社は、取締役 玉井裕人、川村雄介、曾我辺美保子、千原真衣子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を

高め、監査・監督機能を強化するために、益本広史氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年5月20日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保することを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役（当社の取締役のうち、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役をいいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬の三つにより構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会の審議を経て決定することとします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期インセンティブ報酬としての賞与は、役位及び業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標として、「連結EBITDA」、「連結当期純利益」、「連結経常利益の計画達成度」に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%~200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬は、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に

対して交付するものとし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%～200%の間で変動するものとし、株式の交付は原則として退任時とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6/9：2/9：1/9とします（業績指標を100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、取締役会は、代表取締役社長により適切に当該委任事項の決定がなされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定することとします。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	156	103	35	18	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	25	25	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	10	10	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	30	30	—	—	3

- (注) 1. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、そのうち、無報酬の社外取締役（監査等委員を除く。）が2名在任しております。また、監査等委員である取締役は4名であります。
2. 社外取締役（監査等委員を除く。）の支給人数には、2023年6月22日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
3. 業績連動報酬及び株式報酬に係る業績指標は、「連結EBITDA」、「連結当期純利益」、「連結経常利益」の計画達成度です。「連結EBITDA」はキャッシュベースの本業の収益力をダイレクトに測ることができること、「連結当期純利益」は企業の全ての経営活動の成果を測ることができること、「連結経常利益」は経営の基本的な成果を測ることができ

ることから、これら指標を選択しております。これら指標に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとし、当事業年度の計画達成度（実績）は、連結EBITDA104%、連結当期純利益113%、連結経常利益98%となりました。

4. 非金銭報酬の内容は株式報酬であり、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に対して交付するものとし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%～200%の間で変動するものとし、なお、株式の交付は原則として退任時とします。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年2月22日開催の臨時株主総会において、年額4億9,000万円（うち社外取締役については年額5,000万円）以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない。）。その株主総会により選任された取締役が就任した時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役3名）です。また、2021年6月22日開催の第97回定時株主総会において、金銭報酬の限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。その内容の概要につきましては3に記載のとおりです。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。
6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年2月22日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。その株主総会により選任された監査等委員である取締役が就任した時点の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長CEO、内部監査及び品質保証担当である森本卓氏に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。取締役会は当該委任事項の決定が適切になされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定しております。取締役会は、同委員会において「役員報酬等の内容の決定に関する方針」に基づいて決定していることを確認しており、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。代表取締役社長である森本卓氏に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任した理由等は以下のとおりです。

当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を客観的に行うには、取締役による合議・審議はなじまず、会社全般を総覧する立場である代表取締役社長が、より透明性と客観性を高める立場である社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することが適していると判断したためであります。また、委任した権限が適切に行使されるようにするための措置として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役が占めるガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することとしております。ガバナンス委員会の構成は以下のとおりです。

委員長：川村雄介（監査等委員である社外取締役）

委員：曾我辺美保子（監査等委員である社外取締役）、千原真衣子（監査等委員である社外取締役）、玉井裕人（社外取締役）、森本卓（代表取締役社長）、佐藤裕（代表取締役副社長執行役員）、益本広史（監査等委員である取締役）

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 松澤修一氏は、三井物産株式会社の理事食料本部長補佐であり、当社と同社との間には同社が当社の議決権の26.6%を所有する資本関係があります。また、同社は当社の重要な子会社であるDM三井製糖株式会社との間に営業取引があります。
- ・取締役 長崎剛氏は、三菱商事株式会社の食料本部製粉製糖部長であり、当社と同社との間には同社が当社の議決権の20.1%を所有する資本関係があります。同社は当社の重要な子会社であるDM三井製糖株式会社との間に営業取引があります。
- ・取締役 川村雄介氏は、一般社団法人グローバル政策研究所の代表理事であります、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 曾我辺美保子氏は、曾我辺公認会計士事務所の代表であります、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 千原真衣子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所のパートナー弁護士であります、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 玉井裕人氏は、日本精蠟株式会社の社外取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 松澤修一氏は、フィード・ワン株式会社の社外取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 長崎剛氏は、日東富士製粉株式会社の取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 川村雄介氏は、キャノン株式会社の社外取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 曾我辺美保子氏は、株式会社電通グループの社外取締役であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 千原真衣子氏は、ビジョナル株式会社の社外取締役（監査等委員）であります、当社と同社との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 玉井裕人氏は、2023年6月22日就任以来開催の取締役会10回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として就任以来開催の1回の委員会に出席いたしました。経営者としての企業経営に関する豊富な経験と知見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 松澤修一氏は、2023年6月22日就任以来開催の取締役会10回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 長崎剛氏は、2023年6月22日就任以来開催の取締役会10回の全てに出席いたしました。出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 川村雄介氏は、取締役会13回及び監査等委員会17回の全てに出席いたしました。

た。また、ガバナンス委員会委員として2回の委員会全てに出席いたしました。資本市場業務での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- ・取締役 曾我辺美保子氏は、取締役会13回及び監査等委員会17回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として2回の委員会全てに、サステナビリティ委員会委員として4回の委員会全てに出席いたしました。公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 千原真衣子氏は、取締役会13回及び監査等委員会17回の全てに出席いたしました。また、ガバナンス委員会委員として2回の委員会全てに、サステナビリティ委員会委員として4回の委員会全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、監査等委員として、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 70百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 122百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 当社における非監査業務の内容は、主に統合報告書の作成助言業務であります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容及びその運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作るとともに、企業理念、行動指針および行動基準を定め、全職員に遵守させる。
- ② チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置くとともに、内部統制委員会および法務・コンプライアンスグループを設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
- ③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、役職員のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ④ 「DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則」を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
- ⑤ 代表取締役直轄の内部監査担当部門は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監査、検証および報告を行う。

【上記の運用状況】

当社は、内部統制委員会にコンプライアンス・プログラムの制定、運用等の機能を設置し、CCOを責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。そして、当社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。

当社は、DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を制定し、コーポレート・ガバナンス状況についてコーポレート・ガバナンス報告書で公表しております。また、当社の内部監査室は事業会社の内部監査室との一体運営を行っており、内部監査規程に基づき、有効性の高い体制を整備しております。

(2) 「当社の取締役、監査等委員および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査等委員が閲覧できる体制を整える。

【上記の運用状況】

当社は、意思決定過程を適切に検証できるよう、株主総会、取締役会及び経営会議等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、保管しております。また、文書保管保存規程に基づく情報管理を徹底し、重要な意思決定に係わる情報については、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役及び監査等委員が閲覧できる体制を整えております。

(3) 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行う。
- ② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアルの整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。

【上記の運用状況】

当社は、リスク管理規則及び危機管理対応ガイドラインに従い、法務・コンプライアンスグループが事務局として全社的なリスク管理の統括・管理を行っております。また、必要に応じて担当執行役員より、取締役会又は経営会議等で経営陣への報告を行っております。

特に、当社は、DM三井グループにおける労働災害の撲滅を目標に、社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、DM三井グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

(4) 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則、職務権限規程、職務分掌規程他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
- ② 執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
- ③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。

【上記の運用状況】

当社は、社内規則等に則り、個別の職務執行を執行役員に委譲することで、経営・監督と職務執行機能を分離し、意思決定の迅速化を図っております。

当社は、役員分担表により各執行役員の担当業務を明確化し、中期経営計画及び単年度事業計画に従い重要案件を中心に、取締役会又は経営会議等で、担当執行役員より執行状況が報告・討議される体制を整備しております。

(5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 事業会社管理規程において、事業会社およびその子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 事業会社およびその子会社のリスク管理については、事業会社管理規程の定めにより、迅速かつ適切に対処し重要事項の指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

(6) 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度のグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

(7) 「その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 当社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化するとともに事業会社のコンプライアンス体制の整備について

指導する。

- ② 当社並びに事業会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内諸規則および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。
- ③ 内部監査担当部門は、事業会社およびその子会社を含めた業務全般に関する監査、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。
- ④ 当社グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。

【上記の(5)から(7)の運用状況】

当社は、事業会社及びその子会社等から、業務執行状況、財務状況その他経営に関する重要事項に関し、取締役会又は経営会議等で定期的な報告を受けるなど、事業会社管理規程又は関連会社管理規程に基づき、適切に事業会社及びその子会社等の管理をしております。また、必要に応じて担当執行役員及び事業会社の主管本部より、取締役会又は経営会議等で経営陣への報告を行っております。

当社は、事業会社及びその子会社に対して、当社の体制に準じたコンプライアンス体制及び内部統制体制を整備するよう要請し、行動規範やコンプライアンス浸透の為の活動状況の調査及びモニタリングを実施しております。

- (8) 「監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置き、当該使用人は監査等委員が指示した業務については監査等委員の指揮命令にのみ従う。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務することがある。
- (9) 「当社の取締役および使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制、およびその他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
 - ① 取締役会、その他重要な会議において、取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査等委員会には稟議書他社内の重要書類が回付される。
 - ④ 監査等委員は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、監査等委員会は会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士、内部監査担当部門および子会社監査役等と連携を図る。
 - ⑤ 役職員は監査等委員会監査等基準を理解し、監査等委員会監査の実効性を確保する。
- (10) 「当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制」
 - ① 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会または選定監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社、事業会社または事業会社の子会社

に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

(11) 「前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

① 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(12) 「当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」

① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

【上記(8)から(12)の運用状況】

当社は、監査等委員会の補助使用人として監査等委員会室を設置し、担当執行役員に加え監査等委員会の監査の職務を補助する使用人を4名配置しており、うち2名を専任者とすることで、他の取締役からの独立性を確保しております。

当社の監査等委員は、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある問題が発生した場合、DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則に従い、担当部署責任者より速やかに報告を受けます。また、取締役会、ガバナンス委員会、サステナビリティ委員会等への出席、代表取締役、CFO、独立社外取締役との定期的な面談、グループ会社の往査、会計監査人、内部監査室との定例会議、事業会社の監査役との定例連絡会等における情報共有、意見交換等を通じて、情報収集を行っております。なお、グループ会社の往査は独立社外取締役と連携して実施しております。また、常勤の監査等委員は上記に加え経営会議及び内部統制委員会等に出席し適宜意見を述べております。

当社では、監査等委員の職務執行のため必要な予算を確保するとともに、監査等委員の職務の執行に係る費用を負担しております。

(13) 「反社会的勢力の排除に向けた体制の整備」

① 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。

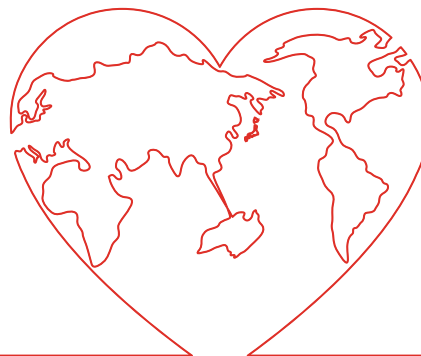
② 当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き、研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し、情報の収集、対策を行う。

【上記の運用状況】

当社グループでは、行動基準並びにDM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則に従い、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、事業会社の不当要求防止責任者が、当社を管轄する地区における警視庁管内特殊暴力防止対策協議会の部会に出席するなど、情報収集及び対策を行っております。

(ご参考) サステナビリティに関する取り組み

サステナビリティ



幸せの 때가 広がる 未来に ずっと 貢献 できる 企業 グループ を 目指し、
皆さまの「幸せの ちからになる」ために、事業をつうじて、
地球や社会、人々が抱えるさまざまな課題の解決を図りながら、
新たな価値を生み出し、持続可能な社会の実現に貢献します。

基本的な考え方

サステナビリティ基本方針

5つの「寄り添い」で持続可能な社会の実現を目指す

私たちDM三井グループは、事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みをさまざまな姿かたちで広く社会に届けます。

企業を取り巻く地球環境や社会の課題に真摯に向き合い、5つの「寄り添い」をつうじて、その解決を図りながら新たな価値を生み出します。

そして、現在と未来の笑顔にずっと貢献できる企業として、皆さまの「幸せの ちからになる」存在を目指します。

推進体制

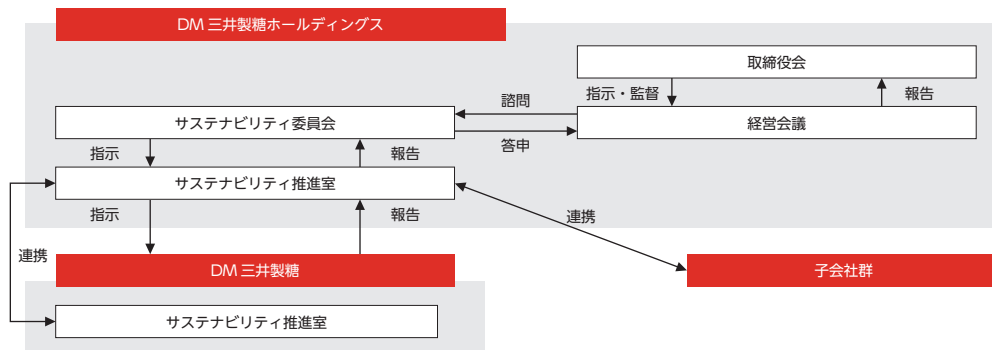
DM三井グループでは、気候変動問題・人権問題など、サステナビリティに関する課題への対応が、リスクの低減かつ企業の成長にもつながる重要な経営課題の一つだと認識し、サステナビリティ経営推進体制を構築し

ています。

DM三井製糖ホールディングスでは、経営会議の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、定期的（年4回）に開催しています。代表取締役社長を委員長とし、委員長が任命する取締役、主要な事業会社であるDM三井製糖（株）の執行役員、外部有識者で構成され、以下の経営課題への取り組みに関し、経営会議の諮問に応じて審議検討する役割を担っています。

- グループ推進体制及び運営方針作成
- DM三井グループとしてのサステナビリティに関する基本方針および活動テーマ等の方針策定
- 気候変動に関するリスク及び機会に関する方針策定
- 気候変動を含むサステナビリティに関する重要課題のKPI設定
- 進捗状況のモニタリング

サステナビリティ委員会では審議・検討された内容は経営会議に答申され、経営会議や取締役会でさらに検討・審議を重ねており、その結果を受けて、サステナビリティ推進室がDM三井グループ各社の推進担当部署と連携し、取り組みを推進しています。



サステナビリティ基本方針

5つの「寄り添い」



環境に寄り添う

気候変動・水資源問題への取り組み、
廃棄物の削減をとおして環境改善に貢献します。



人に寄り添う

労働安全衛生を強化し、ダイバーシティ&
インクルージョン（人財の多様性と包摂性）への
配慮をつづじて、人権が尊重される
社会の実現に貢献します。



幸せの時に寄り添う

「適糖生活®」を広げ、食の基盤づくりを
とおして皆さまの幸せな未来に貢献します。



健康に寄り添う

食品安全の徹底とともに、健康寿命の延伸、
栄養ニーズの充実、美味しさの革新をとおして、
皆さまの健やかな生活に貢献します。



地域社会に寄り添う

産業の振興をとおして、地域社会の維持・発展に貢献します。



5つの「寄り添い」で持続可能な社会の実現を目指す

和菓子縁日開催【地域社会に寄り添う】

全国の和菓子の販売を通じて地域社会に貢献することを目的に、本社前庭にて「和菓子縁日」を開催しました。「カリスマ和菓子バイヤー」日本橋高島屋畑主税氏と日本橋栄太樓總本舗様の多大なご協力のもと、北は北海道から南は沖縄まで日本全国選りすぐりの和菓子が三田本社に集まりました。当日は長蛇の列となり、サステナビリティ推進室を中心に社員たちはオリジナル法被を身にまとい、慣れないレジとお客様対応に奮闘した結果大盛況に終わりました。

(第一回2月2日、第二回3月1日、第三回4月5日開催。原則毎月開催予定)



男性社員育児休暇取得推進のための料理教室開催【人に寄り添う】

男性育児休業取得推進施策の一環として料理研究家のコウケンテツさんを講師に迎え、当社男性社員参加の「男性の子育てや家事参加の促進」イベントを開催しました。第一部の料理教室でコウさんから料理を学びました。第二部は家事分担についての座談会を行い、日々料理することの大変さや家事分担事情と向き合いながら、各家庭の家事のあり方を振り返るよい時間となりました。(1月27日開催)



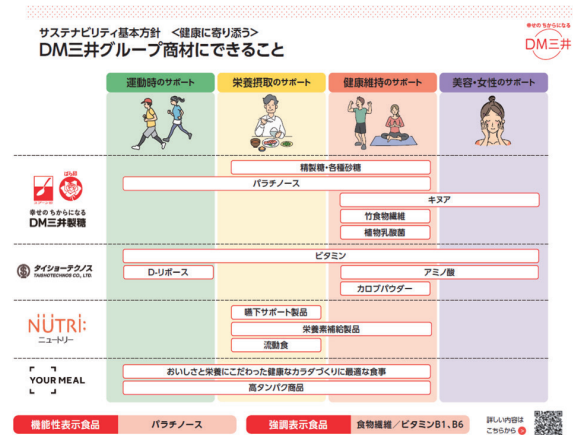
ダイバーシティ&インクルージョンセミナー実施【人に寄り添う】

外部講師をお招きし、ダイバーシティ&インクルージョン(以下D&I)研修を実施しました。第一部のWebセミナーにおいて、DM三井製糖のすべての管理職を対象に「D&Iに対して持つべき共通認識」や「D&Iが企業にもたらす影響」についての講義を行いました。続いて第二部の部長職を対象とした対面式ワークショップでは、D&I推進を阻む「アンコンシャスバイアス」をテーマとして取り上げ、個を活かす組織づくりや人材育成について活発なディスカッションを行いました。(2月19日開催、今後も対象者を広げ継続的に開催)



健康課題解決のためのマトリクス作成【健康に寄り添う】

DM三井グループが持つ素材の中で世の中のどのような健康課題を解決しようとしているのかを、マトリクスにまとめました。DM三井グループとして、今後も顧客の健康課題解決に向けて、ビジネスの領域を広げてまいります。



連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,352	流動負債	29,010
現金及び預金	25,070	支払手形及び買掛金	9,308
受取手形	782	短期借入金	6,626
売掛金	16,396	1年内返済予定の長期借入金	1,584
リース投資資産	553	リース債務	297
商品及び製品	23,198	未払費用	3,860
仕掛品	2,702	未払法人税等	724
原材料及び貯蔵品	11,432	役員賞与引当金	90
その他の	4,219	その他の	6,517
貸倒引当金	△3	固定負債	45,077
固定資産	107,076	社債	20,000
有形固定資産	65,404	長期借入金	15,490
建物及び構築物	18,471	リース債務	729
機械装置及び運搬具	14,342	繰延税金負債	3,536
工具、器具及び備品	838	役員退職慰労引当金	100
土地	28,112	役員株式給付引当金	55
リース資産	992	退職給付に係る負債	3,408
建設仮勘定	2,646	資産除去債務	312
無形固定資産	8,863	その他の	1,443
のれん	4,760	負債合計	74,087
その他の	4,103	(純資産の部)	
投資その他の資産	32,808	株主資本	107,660
投資有価証券	15,159	資本剰余金	7,083
関係会社出資金	3,276	資本剰余金	8,583
長期貸付金	17	利益剰余金	92,719
退職給付に係る資産	2,225	自己株式	△724
繰延税金資産	1,722	その他の包括利益累計額	4,504
リース投資資産	8,549	その他有価証券評価差額金	904
その他の	1,897	繰延ヘッジ損益	△63
貸倒引当金	△41	為替換算調整勘定	2,853
資産合計	191,428	退職給付に係る調整累計額	808
		非支配株主持分	5,175
		純資産合計	117,340
		負債・純資産合計	191,428

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	170,774
売上原価	141,080
売上総利益	29,694
販売費及び一般管理費	25,443
営業利益	4,251
営業外収益	6,684
受取利息及び配当金	5,180
受取口イヤの	1,158
その他	344
営業外費用	1,156
支店固定資産除却損失	320
固定資産による投資損失	31
持分法による撤去	549
その他	102
その他	152
経常利益	9,778
特別利益	2,383
投資有価証券売却益	949
補助金収入	1,434
特別損失	1,523
固定資産圧縮損	575
固定資産除却損	948
税金等調整前当期純利益	10,637
法人税、住民税及び事業税	2,239
法人税等調整額	291
当期純利益	8,107
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△338
親会社株主に帰属する当期純利益	8,445

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,083	8,540	89,136	△724	104,036
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△4,863		△4,863
親会社株主に帰属する当期純利益			8,445		8,445
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		42			42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	42	3,582	△0	3,624
当 期 末 残 高	7,083	8,583	92,719	△724	107,660

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	846	53	2,025	213	3,139	5,402	112,578
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△4,863
親会社株主に帰属する当期純利益							8,445
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社株式の取得による持分の増減							42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	57	△116	827	595	1,364	△227	1,136
連結会計年度中の変動額合計	57	△116	827	595	1,364	△227	4,761
当 期 末 残 高	904	△63	2,853	808	4,504	5,175	117,340

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

連結子会社の名称

DM三井製糖(株)、北海道糖業(株)、スプーンシュガー(株)、生和糖業(株)、
(株)平野屋、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、
SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、
Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、
(株)タイショーテクノス、ニュートリー(株)、(株)YOUR MEAL、
日糖産業(株)、ダイヤマーケットクリエーション(株)、関門製糖(株)、
ナカトラ不動産(株)、鳳氷糖(株)、石垣島製糖(株)、明糖倉庫(株)、
(株)ディーターモンドシュガー・カンパニー

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ホクセキ他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 10社

主要な会社等の名称

南西糖業(株)、Kaset Phol Sugar Ltd.、中糧糖業遼寧有限公司、
新東日本製糖(株)、関西製糖(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

会社等の名称

(非連結子会社) (株)ホクセキ他

(関連会社) (株)りゅうとう、(株)村上商店他

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、生和糖業(株)(6月30日)、石垣島製糖(株)(6月30日)、SIS'88 Pte Ltd(12月31日)、Asian Blending Pte Ltd(12月31日)、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C(12月31日)、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY(12月31日)、鳳氷糖(株)(1月31日)を除き、連結決算日と一致しております。SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、鳳氷糖(株)については、決算日現在の計算書類を基礎とし、また、生和糖業(株)、石垣島製糖(株)については、12月31日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた生和糖業(株)、石垣島製糖(株)、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、SIS MIDDLE EAST INVESTMENT L.L.C、Asian Blending LIMITED LIABILITY COMPANY、鳳氷糖(株)との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として、時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

④役員株式給付引当金

株式報酬制度に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品又は製品の販売に係る収益は、砂糖事業セグメントにおいて、主に上白糖やグラニュー糖等の精製糖製商品や、スティックシュガー等の加工糖製商品の卸売又は製造等による販売により生じております。また、ライフ・エナジー事業セグメントにおいて、主に機能性甘味料、さとうきび抽出物、食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品、その他食品等の卸売又は製造等による販売により生じております。連結計算書類における収益の大半は、砂糖事業セグメントにおいて生じております。

砂糖事業セグメントにおいて、当社は、顧客との販売契約に基づいて、精製糖製商品や加工糖製商品を指定期日までに顧客へ引き渡す履行義務を負っております。顧客との販売契約における履行義務は当該製商品の指定期日までの引き渡しであることから、当該製商品の引き渡し時点が履行義務を充足する時点と判断しております。なお、顧客との販売契約に定められた条件により所有権が当該製商品の引き渡し完了時に顧客に移転すること等から、当該製商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製商品に対する支配を獲得するものと評価しております。

ライフ・エナジー事業セグメントにおいて、当社は、顧客との販売契約に基づいて、機能性甘味

料、さとうきび抽出物、食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品、その他食品等を指定期日までに顧客へ引き渡す履行義務を負っております。顧客との販売契約における履行義務は当該製商品の指定期日までの引き渡しであることから、当該製商品の引き渡し時点が履行義務を充足する時点と判断しております。なお、顧客との販売契約に定められた条件により所有権が当該製商品の引き渡し完了時に顧客に移転すること等から、当該製商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製商品に対する支配を獲得するものと評価しております。

砂糖事業セグメント及びライフ・エナジー事業セグメントにおいて、通常を支払期限は、顧客との個別契約に基づきますが、概ね履行義務の充足時点から1か月以内となっており、市場慣行に整合した期限となっていること等から、顧客との契約は重要な金融要素を含まないと判断しております。

また、収益は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。このうち、値引き・割戻しについては、概ね確定金額となっておりますが、一部のみ契約条件で定められた料率もしくは単価と販売数量に基づき金額を計算し、見積計上しております。なお、契約で定められた値引き・割戻しの金額の計算方法は、期間内の販売数量に料率もしくは単価を乗じる形式であるため、見積計上額は概ね実績計上額と一致いたします。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引
商品スワップ
商品先物取引

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引及び外貨建金銭債務
商品予定取引
商品予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替予約取引につきましては為替変動リスクを減少させるため、輸出入取引に係る販売計画をベースとして必要な範囲で為替変動リスクをヘッジしております。

商品スワップ及び商品先物取引につきましては商品相場変動リスクを減少させるため、販売計画等をベースとして必要な範囲で商品相場変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引につきましては同一通貨、同一金額に対してであり、商品スワップ及び商品先物取引につきましては同一商品、同一時期に対してであるため、ヘッジの効果が確保されているものとみております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、8～15年間の定額法で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には発生年度に全額償却しております。

会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次の通りです。

1. SIS投資にかかるのれん及び無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 3,268百万円

無形固定資産（商標権等） 2,318百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の連結子会社であるSIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdへの投資を2018年10月に行っており、のれん及び無形固定資産は当該取得により発生したものであります。

SIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdへの投資にかかるのれん及び無形固定資産の計上における重要な仮定は、主としてSIS' 88 Pte Ltd、及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdの売上増加であります。SIS' 88 Pte Ltdの主要市場であるシンガポールにおけるマーケットシェア確保、及び中東での市場成長とマーケットシェア拡大、Asian Blending Pte Ltdの主要市場であるアジアでのマーケットシェア拡大により、売上高増加の主要因である販売数量の増加を見込んでおります。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候の有無については、取得時の当初事業計画と実績との比較及び最新の事業計画に基づき、超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候が認められた場合、最新の事業計画に基づく割引前キャッシュ・フローの見積り総額と当該事業の資産グループの帳簿価額との比較により減損損失の認識の判定を行っております。当該見積りにおいては、経営環境等の外部要因に関する情報を考慮の上、将来の販売単価、販売数量等に一定の仮定を置いております。

なお、今後経営環境等の外部要因の変化により、将来の販売単価や販売数量が計画数値よりも大幅に乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. ニュートリー事業譲受にかかるのれん及び無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,491百万円

無形固定資産（顧客関連資産） 1,093百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の連結子会社であるニュートリー(株)が、テルモ(株)の栄養食品及び関連商品に関する資産を譲り受けた事により、のれん及び無形固定資産が発生しております。

ニュートリー(株)にかかるのれん及び無形固定資産の計上における重要な仮定は、譲り受けた資産にかかる事業における既存顧客の維持と新規顧客の獲得であります。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候の有無については、取得時の当初事業計画と実績との比較及び最新の事業計画に基づき、超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。

のれん及び無形固定資産の減損の兆候が認められた場合、最新の事業計画に基づく割引前キャッシュ・フローの見積り総額と当該事業の資産グループの帳簿価額との比較により減損損失の認識の判定を行っております。当該見積りにおいては、経営環境等の外部要因に関する情報を考慮の上、将来の売上高等に一定の仮定を置いております。

なお、今後経営環境等の外部要因の変化により、将来の売上高等が計画数値よりも大幅に乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、296百万円及び152,400株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 111,336百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。

相手先	内容	金額
Kaset Phol Sugar Ltd.	借入債務に対する連帯保証	9,627百万円
精糖工業会	事務所賃貸借契約に対する連帯保証	23百万円

(精糖工業会は4社による連帯保証、総額95百万円)

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の処理につきまして、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度残高に含まれております。

受取手形 105百万円
支払手形 37百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 32,639,780株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,918	90.0	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	1,945	60.0	2023年9月30日	2023年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

- ①配当金の総額 2,269百万円
②1株当たり配当額 70.0円
③基準日 2024年3月31日
④効力発生日 2024年6月26日

なお、配当原資につきましては利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形、売掛金、リース投資資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債は主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,495百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券	2,663	2,663	－
(2)リース投資資産 (1年内回収予定のリース投資資産含む)	9,102	8,257	△845
(3)社債	20,000	19,912	△87
(4)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	17,074	16,915	△158
(5)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの デリバティブ債権	656	656	－
ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ債権	△142	△142	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	2,663	－	－	2,663
デリバティブ取引	－	513	－	513

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース投資資産	－	8,257	－	8,257
社債	－	19,912	－	19,912
長期借入金	－	16,915	－	16,915

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産(1年内回収予定のリース投資資産含む)の時価については、リース受取料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用物流倉庫等(土地を含む)を所有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次の通りであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
24,132百万円	△178百万円	23,954百万円	32,606百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は、次の通りであります。

	連結損益計算書における金額			
	営業収益	営業原価	営業利益	その他損益
賃貸等不動産	954百万円	356百万円	597百万円	△7百万円

(注) 当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、営業原価に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、砂糖事業、ライフ・エナジー事業及び不動産事業を営んでおります。各事業の主な財又はサービスの種類は、砂糖事業は精製糖、砂糖関連商品などの製造販売、ライフ・エナジー事業は機能性甘味料（パラチノース、パラチニット）、さとうきび抽出物、食品添加物、栄養療法食品、嚥下障害対応食品及びその他食品等の製造・仕入・販売、不動産事業は社有地の活用による不動産物件の賃貸及び太陽光による発電事業であります。

また、各事業の売上高は、顧客との契約から生じる収益として砂糖事業が142,008百万円、ライフ・エナジー事業が26,388百万円、その他の収益として不動産事業が2,377百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,475円71銭
2. 1株当たり当期純利益	261円72銭

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,097	流動負債	1,397
現金及び預金	15,444	1年内返済予定の長期借入金	350
売掛金	347	未払金	16
リース投資資産	553	未払費用	185
前払費用	34	未払法人税等	30
関係会社短期貸付金	5,650	前受金	52
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,100	預り金	152
関係会社預け金	5,852	関係会社預り金	313
未取還付法人税等	67	役員賞与引当金	35
その他	47	その他	261
固定資産	62,552	固定負債	35,391
有形固定資産	34,184	社債	20,000
建物	11,727	長期借入金	12,850
構築物	230	繰延税金負債	1,351
機械及び装置	343	役員株式給付引当金	55
工具、器具及び備品	130	その他	1,134
土地	21,752	負債合計	36,788
無形固定資産	8	(純資産の部)	
投資その他の資産	28,360	株主資本	54,787
投資有価証券	551	資本金	7,083
関係会社株式	13,213	資本剰余金	9,249
関係会社出資金	2,741	資本準備金	9,248
関係会社長期貸付金	3,300	その他資本剰余金	0
リース投資資産	8,549	利益剰余金	39,180
その他	3	利益準備金	1,033
		その他利益剰余金	38,146
		価格変動準備金	200
		固定資産圧縮積立金	3,136
		別途積立金	22,680
		繰越利益剰余金	12,130
		自己株式	△724
		評価・換算差額等	73
		その他有価証券評価差額金	73
		純資産合計	54,861
資産合計	91,650	負債・純資産合計	91,650

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	4,298
売上原価	1,889
売上総利益	2,409
販売費及び一般管理費	1,476
営業利益	932
営業外収益	1,383
受取利息及び配当金	219
受取ロイヤリティ	1,156
その他	7
営業外費用	148
支払利息	67
社債利息	52
固定資産除却損	6
その他	22
経常利益	2,167
税引前当期純利益	2,167
法人税、住民税及び事業税	453
法人税等調整額	89
当期純利益	1,623

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金計
					価 格 変 動 金 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	7,083	9,248	0	9,249	1,033	200	3,159	22,680	15,346	42,419
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△23		23	—
剰余金の配当									△4,863	△4,863
当期純利益									1,623	1,623
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△23	—	△3,216	△3,239
当 期 末 残 高	7,083	9,248	0	9,249	1,033	200	3,136	22,680	12,130	39,180

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△724	58,027	△1	△1	58,026
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△4,863			△4,863
当期純利益		1,623			1,623
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			75	75	75
事業年度中の変動額合計	△0	△3,240	75	75	△3,165
当 期 末 残 高	△724	54,787	73	73	54,861

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

但し、不動産部門は定率法（なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～50年

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

① 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業における主な履行義務は、以下の通りとなります。

- ・グループ各社の経営管理体制、事業面及び財務面に関する指導及び助言
- ・決算体制、グループ内部統制、コンプライアンス体制構築に関する指導及び助言
- ・その他のグループ経営及び事業の運営及び管理に関する指導及び助言

当該履行義務は、年間を通じた経営指導契約に定められており、その発生が一定であることから一定期間にわたり定額で収益を認識しております。通常の支払期限は、当該契約に基づき、四半期末日から1か月以内と定められていること等から、重要な金融要素は存在しないものと判断しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

当社が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、296百万円及び152,400株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,115百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期債権	333百万円
短期債務	273百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	2,366百万円
仕入高等	820百万円
営業取引以外の取引高	182百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	368,634株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	9百万円
合併受入資産評価減	741百万円
減損損失	245百万円
その他	38百万円
小計	1,034百万円
評価性引当額	△967百万円
合計	66百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,384百万円
その他有価証券評価差額金	△32百万円
その他	△1百万円
計	△1,418百万円
繰延税金負債の純額	△1,351百万円

関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	D M 三井製糖(株)	東京都港区	100	精製糖並びに砂糖 関連商品、機能性食品の 製造販売	直接 100.0%	兼任 3人	グループ 経営管理、不動産 賃貸及び資産管理	経営指導料 収入及び不動産賃貸料	1,742	売掛金	313
								支払業務 援助料	777	未払費用	122
								資金の貸付	12,000	関係会社 短期貸付金	4,000
								受取利息	10		
								C M S 預け金	-	関係会社 預け金	5,852
								C M S 受取利息	12		
子会社	北海道糖業(株)	北海道札幌市	100	ビート糖の製造販売	間接 96.2%	-	グループ 経営管理及び不動産 賃貸	資金の貸付	38,300	関係会社 短期貸付金	700
								受取利息	5	-	-
子会社	(株)タイショーテクス ノース	東京都港区	97	食品添加物等の製造販売	間接 100.0%	-	グループ 経営管理及び不動産 賃貸	資金の貸付	3,700	関係会社 短期貸付金	800
								受取利息	2	-	-
子会社	ニュートリー(株)	三重県四日市市	215	栄養療法食品並びに嚙下対応食品の 開発及び製造販売	間接 100.0%	-	グループ 経営管理及び不動産 賃貸	受取利息	35	1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	1,100
								-	-	関係会社 長期貸付金	3,300

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. DM三井製糖㈱に対する経営指導料収入につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
2. DM三井製糖㈱に対する不動産賃貸料につきましては、市場情勢を参考に価格交渉の上で決定しております。
3. DM三井製糖㈱に対する支払業務援助料につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
4. DM三井製糖㈱、北海道糖業㈱、㈱タイショーテクノス及びニュートリー㈱に対する貸付利率及びその他の条件につきましては、市中金利水準を参考に交渉の上で決定しております。
5. DM三井製糖㈱に対するCMS（キャッシュマネジメントシステム）による資金預託取引については、残高が随時変動するため期末残高のみを記載しております。また預金利率及びその他の条件は市場金利を勘案して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 1,700円01銭
2. 1株当たりの当期純利益 50円32銭

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるDM三井製糖株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）をすることを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 DM三井製糖株式会社

事業の内容 精製糖並びに砂糖関連商品、機能性食品の製造・販売

② 合併契約締結日

2024年10月1日（予定）

③ 企業結合日

2025年4月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、DM三井製糖株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

DM三井製糖株式会社

⑥ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける中期経営計画目標達成の確度を高め、適切なグループガバナンスのもとで迅速な意思決定を行い、かつ、経営統合効果をより早期に実現できる現状に適した仕組みと組織体制を整備することが必要であると判断し、本合併を行うことといたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北 村 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DM三井製糖ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北村 崇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城 卓男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2024年3月期（第100期）事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の関係部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

DM三井製糖ホールディングス株式会社	監査等委員会
監査等委員(常勤)	益本 広史
監査等委員	川村 雄介
監査等委員	曾我辺 美保子
監査等委員	千原 真衣子

(注) 監査等委員 川村雄介、曾我辺美保子及び千原真衣子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテルメインタワー36階「ガーネット36」 電話 (03) 3440-1111



交通 JR線・京浜急行線「品川駅」(高輪口) 徒歩約3分

お願い 会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

DM三井製糖ホールディングス株式会社
<https://www.msdm-hd.com/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。